●香川県監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月29日

 香川県監査委員
 木 下 典 幸

 同
 大 西 均

 同
 五所野尾 恭一

同 都築信行

監查対象部局 公安委員会
 監查対象年度 令和3年度

3 監査の実施内容 香川県監査基準に関する規程(令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」

という。)及び香川県監査等の着眼点(令和2年3月25日監査委員会議決定) により、次の監査対象機関に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

監査対象機関監査年月日

小豆警察署令和4年1月12日丸亀警察署令和4年1月13日

坂出警察署 "

高松西警察署令和4年1月14日高松南警察署令和4年1月17日公安課令和4年1月25日

 警備課
 "

 機動隊
 "

 交通企画課
 "

 交通指導課
 "

 交通規制課
 "

 運転免許課
 "

 交通機動隊
 "

高速道路交通警察隊

警察学校 令和4年1月27日

総務課 "
人事課 "
広聴・被害者支援課 "
企画課 "
留置管理課 "
監察課 "
厚生課 "
情報管理課 "

刑事企画課 令和4年1月28日

捜査第一課 "

捜査第二課 組織犯罪対策課 IJ 鑑識課 科学捜査研究所 IJ 生活安全企画課 IJ 人身安全対策課 IJ 少年課 IJ 生活環境課 IJ 地域課 通信指令課 IJ 会計課 琴平警察署 令和4年2月25日

三豊警察署 IJ さぬき警察署 東かがわ警察署 IJ 観音寺警察署 IJ 高松東警察署 高松北警察署 IJ

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、規程第16条第4項に規 定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

該当事項なし

(3) 検討指示事項

ア 旅費について

赴任旅費の構成要素である旧在勤公署から新在勤公署への移動旅費について、これまでの経 緯を調査の上、関係部局と協議して、支給する赴任旅費の内容を検討されたい。 (会計課)